

# 障がい者虐待防止について

～通報は全ての人を救う～

1

令和5年度  
指定障がい福祉サービス事業者等集団指導資料  
新潟市福祉部障がい福祉課

# 研修の内容

- 1 障害者虐待防止法について
- 2 近年の虐待通報の状況
- 3 施設・事業所における障がい者虐待の防止に向けて

# 1 障害者虐待防止法について

# 障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

## 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、

障害者に対する虐待の禁止、

障害者虐待の予防及び早期発見、

障害者虐待の防止等に関する国等の責務、

虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、

養護者による虐待の防止に資する支援のための措置

を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

### 「障がい者」

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）、  
その他心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの【障害者基本法第2条第1項】

### 「3種類の障がい者虐待」

- ① 養護者による虐待
- ② 施設従事者による虐待
- ③ 使用者による虐待

【障がい者福祉施設】

障がい者支援施設、のぞみの園

【障がい福祉サービス事業等】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、自律生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

# 「障がい者虐待の5類型」

類型ごとの具体的な例は、  
国の手引き（事業者向け）を  
check！

## ①身体的虐待

体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態（身体拘束）にすること。

## ②性的虐待

無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

## ③心理的虐待

侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

## ④放棄・放置（ネグレクト）

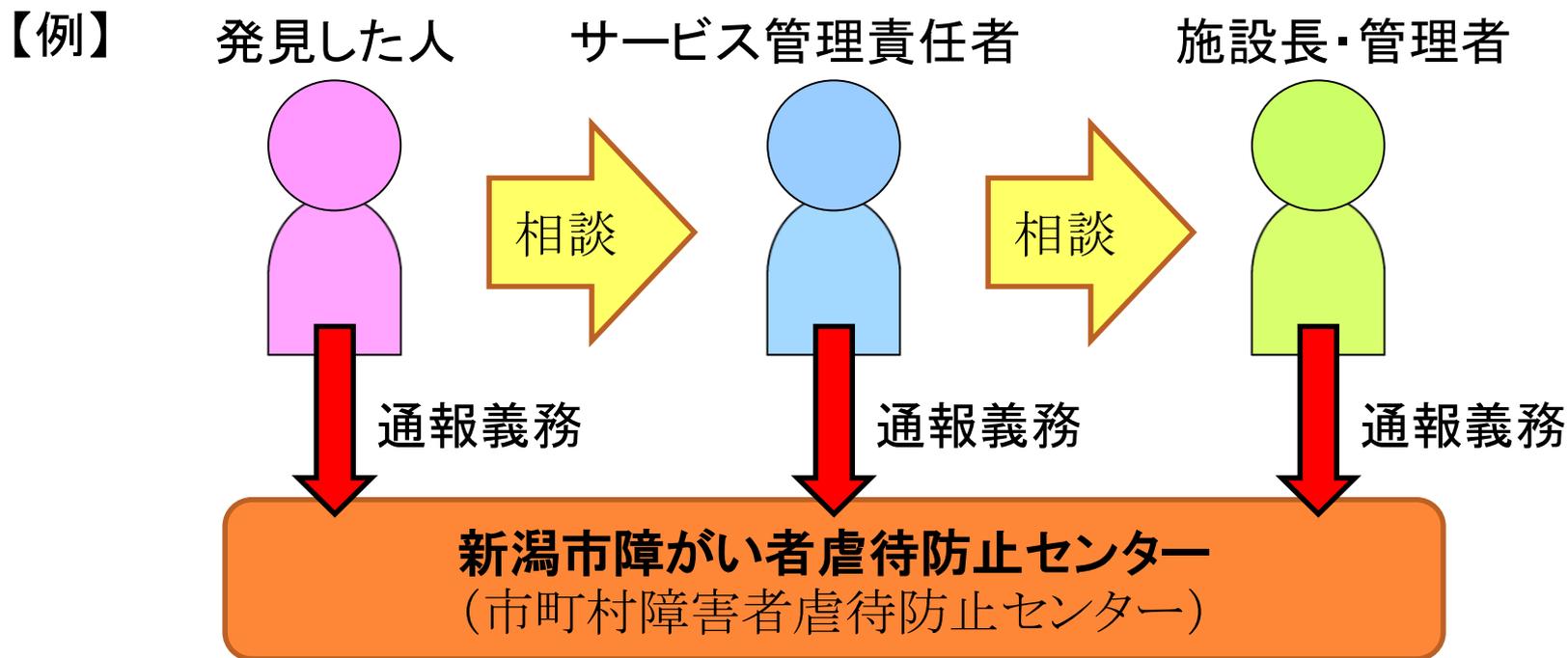
食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。

## ⑤経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また理由なく金銭を与えないこと。

## 「通報義務」

障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに通報しなければならない



- ◎間接的に知り得た場合も通報義務がある
- ◎守秘義務に係る各法律の規定は、この通報を妨げない
- ◎通報を理由とする解雇などの不利な扱いは禁じられている

## 【新潟市虐待防止センター】（平日8時30分～17時30分まで）

障がい福祉課	TEL : 025-226-1248 / FAX : 025-223-1500
北区役所健康福祉課	TEL : 025-387-1305 / FAX : 025-387-1020
東区役所健康福祉課	TEL : 025-250-2310 / FAX : 025-273-0177
中央区役所健康福祉課	TEL : 025-223-7207 / FAX : 025-223-7151
江南区役所健康福祉課	TEL : 025-382-4396 / FAX : 025-381-1203
秋葉区役所健康福祉課	TEL : 0250-25-5682 / FAX : 0250-22-8250
南区役所健康福祉課	TEL : 025-372-6304 / FAX : 025-372-4033
西区役所健康福祉課	TEL : 025-264-7310 / FAX : 025-269-1670
西蒲区役所健康福祉課	TEL : 0256-72-8358 / FAX : 0256-72-3133

## 【コールセンターらいとほうす】（休日・夜間専用）

TEL:025-278-2080

## 2 近年の虐待通報の状況

## 近年の虐待通報の状況

「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」に係る通報

項目	R1	R2	R3
市町村等への相談・通報件数 (括弧内は新潟市)	33件 (8件)	28件 (7件)	40件 (12件)
市町村等による虐待判断件数 (括弧内は新潟市)	7件 (1件)	3件 (2件)	9件 (3件)

### 虐待の内訳(R3：新潟県)

- 事業所の種別では、「共同生活援助」6事業所、「就労継続支援A型」、「就労支援継続B型」、「自立訓練」が各1事業所となっている。

# 障がい者虐待を契機に再生した事業所の事例

(障がい者福祉施設等における障がい者虐待の防止と対応の手引きより抜粋)

## 【事案】

- 社会福祉法人Aが運営する入所施設で、興奮状態になった利用者に対して職員が馬乗りになって押さえつけるなどの行為が行われ、利用者のあばら骨を折る身体的虐待。
- 同法人の自立訓練施設で、複数回に渡り宿直の職員が利用者に対して、性的虐待を行うなど、計4施設での虐待を認定。

虐待を把握していたものの未通報  
通報義務違反！！

## 【処分内容】

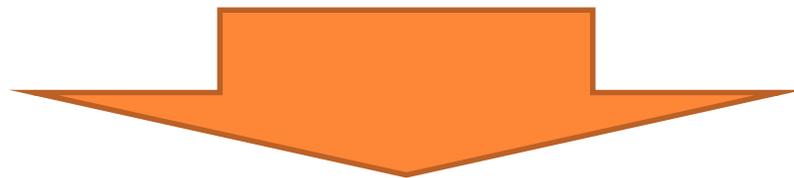
- 3ヵ月～1年、新規利用者の受け入れ停止（4施設）
- 改善報告を提出するよう命令

# 障がい者虐待を契機に再生した事業所の事例

(障がい者福祉施設等における障がい者虐待の防止と対応の手引きより抜粋)

## 【A法人の改善内容】

- 虐待が起きた原因の分析、通報義務違反の要因分析を実施し、対応フローを整理。市町村への適切な通報体制の仕組みを構築。
- 職員倫理、考え方の統一を図るため、支援ガイドラインを作成。各施設で毎月支援の振り返りを実施。



## 【改善の効果】

- 虐待の疑いと思われる段階で、全て市町村に通報するよう改善。
- 職員も不適切な対応がないよう気をつけることが習慣化し、支援ガイドラインを活用した振り返りの浸透による支援の質の向上

「通報」で救われるのは、誰でしょう？

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- **虐待が起きた施設**、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

**通報は、すべての人を救う**

### 3 施設・事業所における 障がい者虐待の防止に 向けて

# 障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※令和4年度から義務化となっています！

- ① 従事者への研修実施（年1回以上）
- ② 虐待防止委員会の設置と検討結果の従事者への周知徹底  
（虐待防止委員会は年1回以上開催する必要がある）
- ③ 虐待防止等のための責任者の設置

# 虐待防止委員会の役割

虐待防止のための計画づくり

虐待防止のチェックとモニタリング

虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

# 身体拘束等の適正化

○身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※令和4年度から義務化となっています！

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について、従業者に周知徹底すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

## 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

## やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その**様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければ**ならないとされています。

### 緊急やむを得ない場合とは・・・

#### ①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

#### ②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

#### ③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

# 経営者が責任をもって取り組む

法人の理事長、施設・事業所の管理者は、

- 施設・事業所が障害者の人権を擁護する拠点であるという高い意識
- 風通しの良い開かれた運営姿勢
- 職員と共に質の高い支援に取り組む体制づくり
- 利用者の望む生活に向けた支援を行う

という強い意志を示すことが必要

今後も、障がいのある方の自己決定の  
尊重や権利利益の擁護に向けて、  
各施設・事業所での虐待防止の取組み  
の推進をお願いいたします。

